

社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

厚生労働省
長崎労働基準監督署長

第1 趣旨

長崎労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、年次的にみると増加傾向にあり、昨年は83人の方が休業4日以上労働災害に被災し、全産業(638人)に対する割合は13%と非常に高く、憂慮すべき状況にあります。

労働災害発生の原因として、滑りやつまづきなど「転倒」によるものが最も多く、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」による負傷も次いで多く発生しています。また、50歳以上の労働者が被災しているものが6割以上を占め、近年は、新型コロナウイルス感染症による労働災害も発生しています。

つきましては、労働災害の発生に歯止めをかけ、一人一人の労働者が安心して働けるよう労働災害防止の一層の取組強化を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

労働災害防止の殆どが転倒や動作の反動等いわゆる「行動災害」により発生していることから当該災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図ってください。

また、今回長崎労働基準監督署管内でノーリフトの対策に積極的に取り組まれている事業場の事例を掲載したパンフレットを作成しておりますので、貴事業場においてもノーリフトの取組のご参考と頂きますよう併せてお願いいたします。

第2 事業者の実施事項

1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

労働災害のほとんどは、階段利用時の踏み外しによる転落や転倒、つまづきや滑りなどによる転倒により発生しています。転落・転倒災害を防止するために職場内点検を行っていただくとともに以下の対策を講じてください。

- (1) 通路、階段、出口に物を放置しないこと
- (2) 床の水たまりや油類などは放置せず、その都度取り除くこと
- (3) 通路や玄関口など職員が通行する箇所には、安全に移動できる十分な明るさを確保すること
- (4) 階段に手すり・滑り止めを設置し、両手に物を持って昇降しないよう注意を促す表示を行うこと
- (5) 段差のある個所や滑りやすい場所に、注意を促す表示を行うこと
- (6) 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、職員の見やすい箇所に掲示すること
- (7) 履物は、滑りにくく、つま先の高さ(トゥスプリング)があるものを選定すること
- (8) ストレッチや転倒予防体操を取り入れること
- (9) 転倒等リスク評価セルフチェックにより転倒リスクを把握すること

2 腰痛予防

腰痛は、介護・保育における前かがみ、中腰での作業や腰のひねり、利用者の抱きかかえの際に発生しています。腰痛は「動作要因」「環境要因」「個人的要因」が複合的に関与しているため、各要因の状況について確認を行い、以下の対策を講じてください。

- (1) 腰部への負担軽減のため、適宜小休止・休息を確保すること
- (2) 他の作業と組み合わせるなどして同一姿勢を長時間続けないようにすること
- (3) 利用者の抱きかかえなどは複数の介護者で対応すること
- (4) リフトなど福祉機器を活用すること
- (5) できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げないようにすること
- (6) 背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らせたりしないようにすること
- (7) 腰痛予防体操を取り入れること

(参考)

- (動的要因) 腰を深く曲げたり、ひねったりすることが多い
- (動的要因) 長時間同じ姿勢で仕事をしている
- (動的要因) 重量物を頻繁に取り扱う
- (環境要因) 身体が寒冷にさらされることがある
- (環境要因) 職場が乱雑で安全な移動が困難である
- (環境要因) 車の運転など全身振動に長時間さらされることがある
- (個人的要因) 腰が痛いときでも小休止が取れない
- (個人的要因) 職場にある機械・機器や設備をうまく使えない
- (個人的要因) 急いでいるため、一人で作業することが多い

3 安全衛生管理体制

職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、労働者数 10 名以上 50 名未満の施設にあつては「安全衛生推進者」を、労働者 50 名以上の場合は「衛生管理者」を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません。

- (1) 安全衛生推進者または衛生管理者は資格を有する者を選任すること
- (2) 安全衛生推進者に以下の職務を行わせ、安全衛生管理活動を推進すること

ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例： 職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例： 朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例： 労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ること

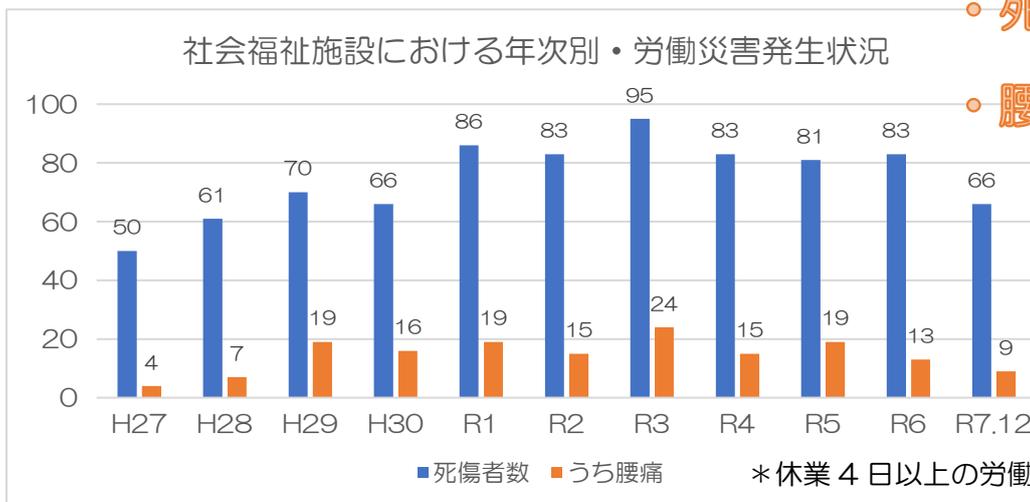
NO LIFT NO WORK

～抱えない介護を目指して～



社会福祉施設においては、利用者様への移乗（ベッドや車椅子など）、入浴、トイレ等の介護作業を人力により抱え上げ、腰痛の労働災害が多発している状況にあります。そこで、長崎労働基準監督署管内のノーリフトに積極的に取り組まれている事業場をご紹介します。

災害の特徴



・死傷者数が増加傾向

・腰痛件数が多い



(人力介護による移乗)



取組のPoint!

○トップの決意

→ノーリフトに成功している事業場は経営者の抱えない介護に対する決意を事業場全体に強く示しています。

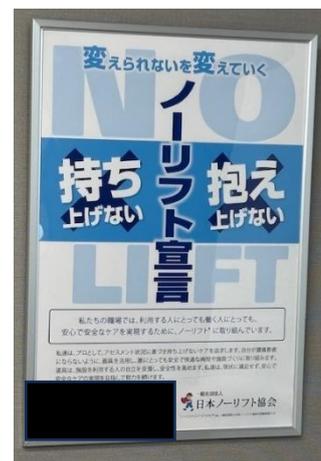
○福祉機器の導入及び活用

→福祉機器の導入をする際は、関係労働者の意見をくみ取り、購入の有無を判断しています。購入した場合は、使用の定着義務付けを強く求めています。

事例1

掲示物

- ・ 事業場内の多くの場所に日本ノーリフト協会と会社名の連名で「ノーリフト宣言」の掲示物を行い、関係労働者のノーリフトの意識を浸透させています。



事例2

マニュアル

- ・ ノーリフティングマニュアルを策定し、トップの決意、ノーリフトの重要性、NLC（ノーリフトケア）推進委員の選任や役割、ノーリフトのチェックリスト、職員の腰痛健康調査など詳細に定めています。
- ・ NLC 推進委員を中心に随時マニュアルを改定している他、本マニュアルを全職員に配布し、ノーリフトの意思統一を図っています。



事例3

福祉機器1

- ・ 利用者様が座位の保持ができ、掴むことができれば、上記機器を用いてトイレ介助などの際に抱えることなく、スタッフ1名で対応することができます。本機械はキャスターがついているので、利用者様を両端の支持物で身体を保持した状態でトイレなどへの移動が容易にできます（防水用もあり、入浴介助が期待されています。）



事例4

福祉機器2

- ・移動式リフトで、抱えることなく移乗することができます。
- ・本事業場では多くの場所に備え付けており、人力により抱える作業がないよう環境を整えています。



事例5

福祉機器3

- ・スライディングボードやスライディングシートを活用し、車いすへの移乗を抱えずに行うことができます。



スライディングボード

事例6

特殊浴槽

- ・介護度が高い利用者を横になった状態で、そのままリフトダウンさせ、入浴させることができます。



- ・介護度が低く座位ができる利用者を回転可能な椅子に座ってもらうことで、浴槽の淵をまたぐことがないもの。



事例7

・介護する際、利用者様の体形に合わせて介助できるようフットスイッチでベンチが上下できる構造となっています。

・介護レベルの高い利用者様は横になって頂き、入浴準備にとりかかることができるなど汎用性の高いものとして利用されています。



事例8

・リフトを導入し、抱える作業、抱えながら運ぶ作業を省力化しています。

・NLC（ノーリフトケア）推進委員が事業場内の抱える作業を把握し、改善に至ったもの。



改善前



改善後



事例9

・事業場内の多くの場所に歩行器が備え付けられ、利用者自身の自立歩行を促しています。



ノーリフトの効果

ノーリフト



介護者の負担軽減
少人数で対応可



腰痛災害が激減



利用者からも好評